

ほけんだより

令和6年2月29日
綾瀬高校保健室



3年生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。これからも自分自身を大切に、夢に向かって歩いてください。

スポーツ振興センターの手続きを忘れていませんか？

★病院や整骨院で書いてもらった「医療等の状況」が手元にある人は、すぐに学校に提出してください。

★学校管理下でけがをして、病院や整骨院に受診したけど、まだ手続き自体をしていない人は、早急に書類を取りに来てください。

災害共済給付制度には時効があります!!

病院などを受診した月から2年以内に、書類がスポーツ振興センターに届かないと給付が受けられなくなります。

その他

- すでに手続きをした人は、給付金は届け出のあった口座（スポーツ振興センター災害給付金振込口座）に振り込まれます。給付金が振り込まれるまで口座は解約しないでください。
- 高校生の場合は卒業式以降のけがは対象になりません。卒業式以降の部活動やその他の活動、登下校中のけがは申請できません。
- 卒業式より前のけがについては、卒業式後に新たに申請したり、継続して給付を受けたりすることは可能です。ただし、書類の受け取りや提出には学校に来てもらう必要があります。

●災害共済給付制度●

学校の管理下で起きたけがなどについて、治療が終わるまでに病院や整骨院の窓口で合計1500円以上支払ったものに対して支給されます。自己申告制です。

※学校管理下：登下校中のけが、部活動中のけが、対外試合でのけがも含まれます。

※「医療等の状況」を書いてもらう文書料や紹介状のない大学病院での初診時の自費分・差額ベッド代など保険外診療分や交通費などは給付の対象外です。